

◎新潟県告示第780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成25年6月7日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 交換分合を行う者の名称
加治郷土地改良区
- 2 地区名
紫雲寺・中川地区
- 3 認可年月日
平成25年5月29日
- 4 その他

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。